



現状と課題

多様な生態系により私たちの日常生活は様々な恩恵を受けていますが、その重要性に対する区民理解は十分進んでいるとは言えない状況です。区民への生物多様性の理解・浸透を図り、自然の恩恵を受けているという意識を高めていく必要があります。

また、豊島区は、ウォークアブルなまちづくりを進めるうえで、公園や大学など拠点となるみどりを線（街路樹や住宅のみどり）で結び、賑わいと交流をも繋ぐみどりのネットワークの質的向上が求められています。新しく創出したみどり空間を快適なものにするために、みどりを繋げるだけでなく、みどりに関わる人のつながりを形成する人のネットワーク（みどりの縁結び）の仕組みづくりが重要です。

目指す姿

基本目標Ⅱ 自然共生

- ◆ 高度に都市化が進んだ中でも、民有地も含め、区内のみどりが繋がったみどりのネットワークが形成されていて、生物の生息・生育空間が広がり、安らぎや潤いある自然環境に触れる機会が提供されている。
- ◆ 都市における自然や生態系の大切さの理解が進み、自然とのふれあいや、自然を通じた交流等が進んでいる。

目標達成に向けた施策

施策の方向

施策

Ⅱ-1 生物多様性を保全する

- Ⅱ-1 ①自然環境や生物に関する調査・把握
②自然環境の保全と創出 
★③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供
④危険な外来種の情報提供

Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

- Ⅱ-2 ①都市空間の緑化推進
②公共空間のみどりの保全・再生・創出 
③身近なみどりの育成
④みどりのネットワーク化

Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

- Ⅱ-3 ★①地域が参加するみどりのまちづくり
★②地域の人に親しまれる環境の保全・創出

取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030年度）
★ 生きもの調査に参加する区民の数（累計）	1,195	2,000
自然環境に触れる講座等の参加人数（人）（累計）	96	730
学校・区立公園のビオトープ数（累計）	19	20
緑化計画書の届出件数（件）	70	84
公園の整備面積（整備済面積）（ha）（累計）	23.6	25.4
★ 緑化基準を満たす公共施設割合（％）	81	86
街路樹の設置割合（設置済割合）（％）	79	87
地域が管理する公園・ビオトープの数（累計）	3	3
協定花壇等の活動団体数（累計）	50	68

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2030年度）
緑被率（％）	13.2	13.3
★ みどり率（％）	14.1	14.3
緑視率が25％以上の箇所の割合（％）	20.4	25.2
みどりの協定数（累計）	50	64
★ 「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」と思う区民の割合（％）	12.1	17.4

コラム

みどりに関する指標について～みどりの三指標～

みどりを評価する三つの指標をご紹介します。

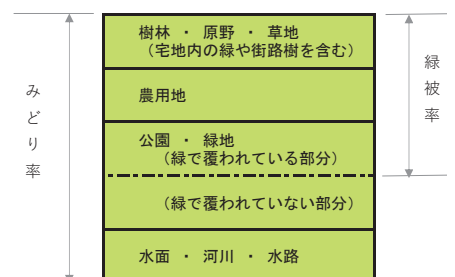
本計画では東京都の計画指標でもある「みどり率」を重点指標にしています。

緑被率： 樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合のことです。

みどり率：「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたものです。

緑視率： 人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。

国土交通省の研究の結果では緑視率25％を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています。





施策の方向

Ⅱ-1 生物多様性を保全する

都市化が進み、高密度化した豊島区においては、区民や事業者による生物多様性への意義が薄れがちです。生物多様性に配慮したライフスタイルを確立するためには、生物多様性への関わりを日常の一部とするとともに、生物の生息・生育空間となるみどり空間の形成が求められます。そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりなどを創出していきます。

施策

①自然環境や生物に関する調査・把握

都市化が進んだ区内で生物の貴重な生息空間となっている学校や公園などの緑地・ビオトープの自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を継続的に実施します。調査結果は区ホームページ等で広め、情報発信するとともに、生物多様性に配慮した施設の保全対策などに活用していきます。

また、区民参加による生態調査として、「としま生きもののさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進し、生物多様性について身近に感じる機会を設けます。



としま生きもののさがし調査ガイド

施策

②自然環境の保全と創出

公園の新設や改修などを行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる樹種を選定するなど、生態系に配慮した公園の整備にも取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。



小学校ビオトープ（池袋第一小学校）

施策

★③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等の生きものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また、区立小学校3年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。池袋の森など自然豊かな公園なども活用し、生物多様性を身近に感じられる啓発等も行っていきます。

施策

④危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物^{※1}の被害予防のための情報提供、及び令和5（2023）年6月に条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニやミシシippアカミミガメについても注意を呼び掛けています。

コラム

区内ビオトープと生きもの発見情報

区内で貴重な水辺となるビオトープは様々な生きもののすみかとして役立っています。区施設からもレッドリスト記載種をはじめ、多くの生きもの発見情報が寄せられています。

◆南長崎はらっぱ公園

園内には花壇やビオトープ、芝生が広がり、身近な自然を楽しむことができます。水辺となるビオトープは、地域団体が区と連携して定期的な管理を行っており、人も生きものも共に楽しめる環境となっています。夏には「ヒメスイレン」の花も観察できます。



ハンゲショウ
(東京都レッドリスト記載種)



南長崎はらっぱ公園ビオトープ

◆池袋の森

大きな樹木に囲まれた草地の広場や、井戸水をくみ上げた池があり、文字通り「都会のオアシス」となっています。ビオトープではトンボ類のヤゴをはじめ、様々な生きものが豊かに生育しています。東京都のレッドリストに記載されている「ニホンアカガエル」も発見されています。



ニホンアカガエル
(東京都レッドリスト記載種)



池袋の森ビオトープ

※1 特定外来生物：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、外来生物（国外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。



施策の方向

Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、人々の暮らしにやすらぎや潤いをもたらします。

日常の中でふれあえる身近なみどりを増やすためには、公園をはじめとする公共施設の樹木、幹線道路の街路樹などの緑化を推進するとともに、個人でも取り組むことができる身近なみどりの拡大に努めます。また、既存のみどりの骨格軸からネットワークを広げるため、街路樹などの帯状のみどりと、大学、霊園や公園等の点在するみどりを繋げることを考慮したみどりのネットワーク化に取り組めます。

施策

①都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせ推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。

高密度都市である豊島区で緑化を進めるためには、屋上、壁面、軌道敷などのあらゆる空間を活用しながら、様々な緑化手法を用いて緑化を推進する必要があります。そのため、多様な空間に応じた関係者との調整などに積極的に取り組み、関係機関などと一体となって緑化を推進します。また、都市計画道路^{※1}の街路樹などによるみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、市民緑地認定制度^{※2}による緑地の拡大、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

施策

②公共空間のみどりの保全・再生・創出

学校や区有施設において、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな施設整備に取り組めます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、地域のみどりの拠点となるように公共施設の緑化を推進します。さらに、公共空間でのグリーンインフラの効果を高める方法の検討をすすめ、みどりの整備を図るとともに、まとまった公共施設跡地等への公園の配置など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。



池袋第一小学校

施策

③身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくり、地域住民による植栽活動支援などをすすめ、身近なみどりの育成を推進します。

※1 都市計画道路：都市計画法に基づいて決定される道路のこと。都市における交通機能、都市災害機能、都市環境形成機能、収容空間機能、市街地形成機能を有し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としたもの。

※2 市民緑地認定制度：民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

みどりの協定により、5人以上の近隣の人々がまとまった場合、維持管理を行う協定を結び、区がその協定を認定し、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。

また、身近にあるみどりや公園について、区民などが自ら関わって美しい景観を広げていくことにつながる取組を実施します。



緑のカーテン（区民ひろば南池袋）

施策 ④みどりのネットワーク化

大規模なみどりや 敷地内のみどりを街路樹などでつなげ、風の通り道となり緑陰を連続することにより都市のヒートアイランド現象の緩和や快適性の向上を図ることができます。隣接区のみどりのネットワーク軸とも連続する「みどりの骨格軸」と「みどりの南北軸」にある街路樹を充実させ、軸沿いの「みどりの拠点」の保全と民有地の公開空地・歩道状空地などで緑陰となる緑化を推進して、風とみどりの道の形成を図っていきます。また、都市計画道路と既存道路の緑化の推進と維持管理の充実及び、ウォーカブルなまちづくりを進めるため、まち歩きや歴史探訪の道のみどりの充実や、にぎわい・交流とみどりをつなぐなど、みどりのネットワーク（みどりの縁結び）の質的向上に取り組みます。

施策の方向

Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。

そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組みます。

施策 ★①地域が参加するみどりのまちづくり

地域と協働してみどりを創出する取組を継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

緑化に対して積極的な取組を検討している区民・事業者が増加している中、緑化を一層進めていけるよう、事例紹介や、相互に交流や情報・ノウハウの交換をするための仕組みづくりを進めていきます。また、みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。



西巢鴨四丁目児童遊園（ハーブガーデン）

施策 ★②地域の人に親しまれる環境の保全・創出

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々に利用される公園づくりを推進します。また、寺社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、ウォーカブルなまちづくりを進め

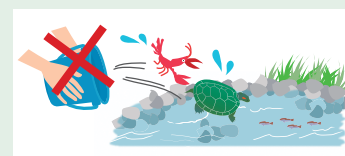


るため、まち歩きや歴史探訪の道のみどりの充実や、にぎわい・交流とみどりをつなぐなど、地域の人に親しまれる環境を創出します。そのほか、地域の団体などによる公園、広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組の促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづくりによって、区のみどりをPRしていきます。

区民ができること

● 日々の生活において

- ・ 生態調査への参加や、調査結果の確認など区の自然環境を知るとともに生物多様性への理解を深める
- ・ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
- ・ 生きものを大切にする
- ・ 外来生物の生態系に与える影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
- ・ ペット（アメリカザリガニなどの外来生物含む）を飼育する際は、最後まで責任をもって飼育する
- ・ 庭・ベランダの緑化や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・ 街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する



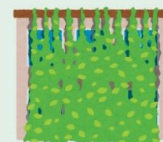
● 建て替えのときなど

- ・ 屋上緑化、壁面緑化を行う
- ・ 住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
- ・ 建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

事業者ができること

● 日々の事業活動において

- ・ 事業活動において生態系へ配慮する
- ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
- ・ 屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の緑化を進める
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ 地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
- ・ 事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う
- ・ 開発の際は、ABINC^{※1}、SEGES^{※2}などの環境認証を目指すなど、都市の緑や生物多様性に配慮した土地利用を行う



※1 ABINC：いきもの共生事業所認証として（一社）いきもの共生事業推進協議会が認証。生態系に配慮した緑地づくりに取り組む工場、商業施設等を評価・認証する制度であり、COP10で採択された愛知目標及び生物多様性戦略計画の目標実現に向け、自然と人との共生を企業活動にて推進することを目的に開発された。

※2 SEGES：社会・環境貢献緑地評価システムとして（公財）都市緑化機構が認定。社会・環境に対して貢献度の高い優れた緑を評価認定する制度であり、1990年代以降の社会環境の変化に伴い、企業等の自主的な緑の保全・創出活動を支援するため開発された。